

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1 この要綱は、稚内市都市計画審議会条例（平成12年稚内市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定される「立地適正化計画」に関し検討を行うため、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2 委員会は、稚内市都市計画審議会（以下「審議会」という。）会長が審議会委員から指名する委員及び条例第6条第2項に基づき市長が委嘱する臨時委員若干人で構成する。

(委員長等)

第3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員の中から委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会への報告)

第5 委員長は、委員会の調査結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、建設産業部都市整備課において処理する。

(廃止)

第7 委員会は次のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

(1) 審議会が委員会の廃止の決議がなされたとき。

(2) 委員会の検討に係る案の審議が、審議会において終了したとき。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。